

2007年「子ども虐待」実態調査報告

兵庫教育文化研究所事務局

1. 集約について

- (1) 調査期間：2007年5月
 (2) 調査対象：2006年度兵庫県在籍児童・生徒
 (3) 回収率：73% (29支部868校)

・虐待が認められる	164校
・気になる子はいるが確認できなかった	156校
・被虐待、疑わしい子どもが重複している (-34校)	
計	286校(回答校の33%)

- (4) A虐待を受けている子ども：307人

女子 133人

男子 174人

- B気になる子はいるが確認できなかった子ども：286人

女子 126人

男子 160人

A・Bあわせて 女子259人、男子334人 計593人

<以降のデータは学校対応の母数は286、個人対応の母数は593とする>

年代別

	幼稚園		小学校(低)		小学校(中)		小学校(高)		中学生		合計		不明
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	
被虐待		3	36	54	42	49	34	43	22	25	133	174	14
疑い		2	36	37	28	45	34	37	28	39	126	160	
小計	0	5	72	91	70	94	68	80	50	64	259	334	
合計	5		163		164		148		114		593		14
総合計(不明含む)											607		

※「不明14」は学年・男女別等が記入されておらず、数字のみが記入されていた人数。

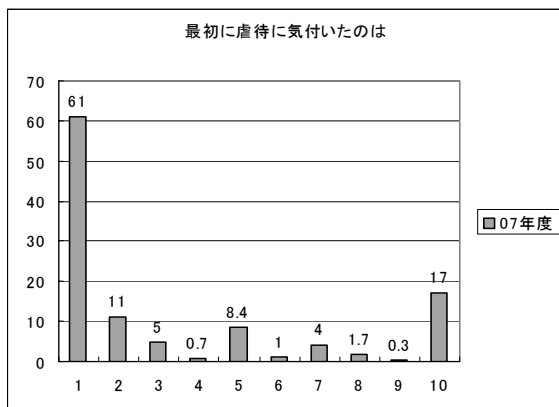
虐待問題にとりくむ

2. 「子ども虐待」に関する研修実施校：回答校861校中174校 20%（昨年度20%）

3. 設問に対する回答

I 最初に虐待に気付いたのは

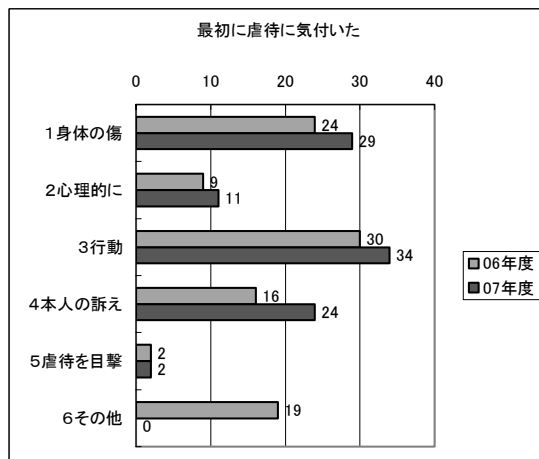
- ①担任
- ②養護教諭
- ③生活指導担当
- ④ともだち
- ⑤地域の人
- ⑥親戚
- ⑦ケースワーカー
- ⑧保育士
- ⑨医師
- ⑩申し送り



- ※1.担任の気づきが多い。
2.申し送りがていねいにされるようになった。

II どういうことで虐待に気付きましたか

- ①身体の傷
- ②心理的に落ち込んでいた
- ③行動がおかしかった
- ④本人が告白した
- ⑤虐待を目撃した
- ⑥その他 (06年度のみ「申し送り」19%)



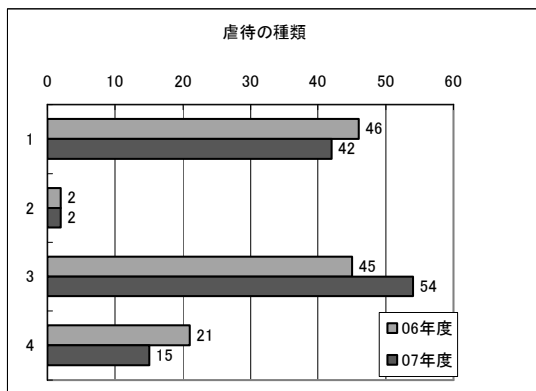
※06年度は「⑥その他が19%」あり、その中身が「申し送り」になっていた。その項を問Iに入れたので、係数が変わってくる。従ってこの2年間の変化をこのグラフから読み取ることはできないが、「④本人の告白」が際立って増加している。担任をはじめとして、子どもが相談しやすい状況が生まれてきている。

Ⅲ 虐待の種類

- ① 身体的虐待
- ② 性的虐待
- ③ ネグレクト
- ④ 心理的虐待

(虐待が重複している場合を含む)

- ※1. ネグレクトが身体的虐待を超えた。養育放棄の家庭が増えていることもあるが、教職員の子どもを見る眼がていねいになったと考えられる。
2. 係数の合計が108%になっているのは、虐待が一人の子どもに重複して行われているケースがあるため。



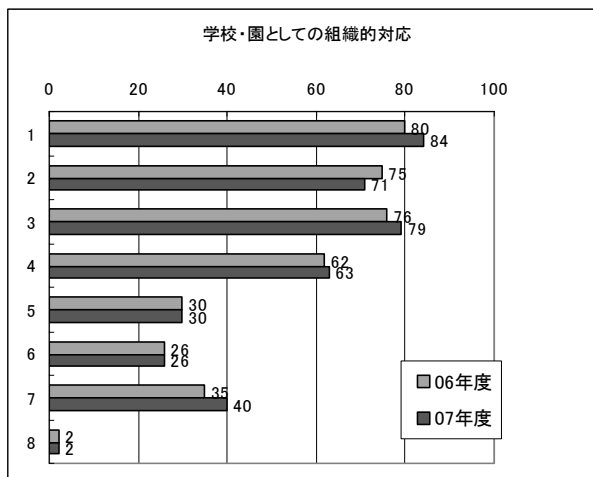
Ⅳ 学校・園としてどのように組織的対応をしましたか

(複数回答)

- ① 職員会議や学年会で話しあった
- ② 生活指導部会等で話しあった
- ③ 校長と話しあった
- ④ 養護教諭と話しあった
- ⑤ スクールカウンセラーと話しあった
- ⑥ 校内でケース会議を開いた
- ⑦ 外部機関も入れてケース会議を開いた
- ⑧ その他

- ※1. ①, ⑦の増加は、学校全体の問題としてのとりくみが浸透してきているためと考えられる。

2. ⑦の外部機関を入れてのケース会議が昨年度より増加している。

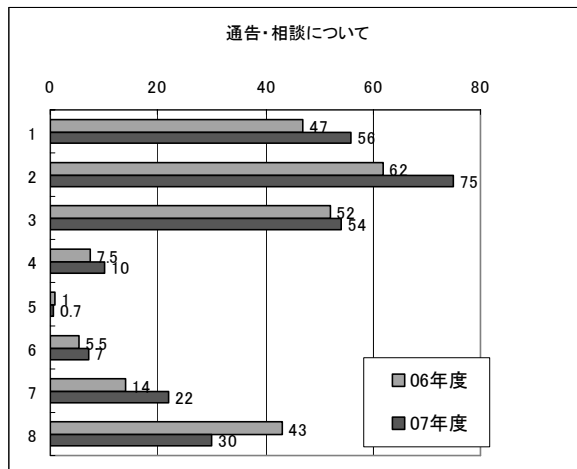


虐待問題にとりくむ

V 他機関への相談・通告はどのようにしましたか

(複数回答)

- ①教育委員会に相談・通告した
- ②子ども家庭センターなどに相談・通告した
- ③福祉事務所や民生委員に相談・通告した
- ④警察に通告した
- ⑤弁護士に相談している
- ⑥医師に相談した
- ⑦地教委の生活指導担当者会等で相談・意見交換した
- ⑧その他



※1. 「教育委員会」「子ども家庭センター」への相談通告が大きく増加。

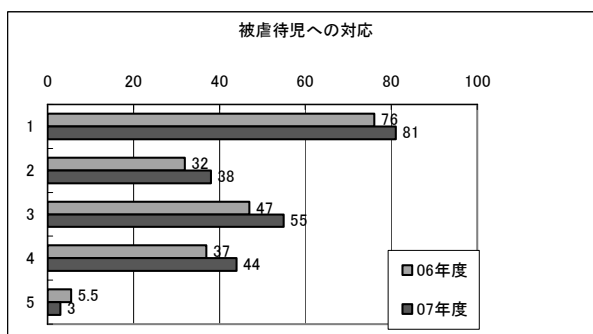
2. 全体的に「相談・通告」が定着してきている。

3. 緊急事態に対して、学校が直接「子どもセンター」に通告するところがあるが、「子どもセンター」は相談の多さに対応し切れない。そこで、「学校からの通告は教育委員会を通して」がルール化されてきている地域がふえている。教育委員会と学校とのより密接な連携が望まれる。

VI 被虐待の児童生徒に対して、校内でどのようなとりくみをしましたか

(複数回答)

- ①担任が個別に「心のケア」にとりくんでいる
- ②担任が個別に「学力保障」をしている
- ③関係機関とスクールカウンセラー等と連携してとりくんでいる
- ④養護教諭等と複数でとりくんでいる
- ⑤その他 (母数は学校対応286)

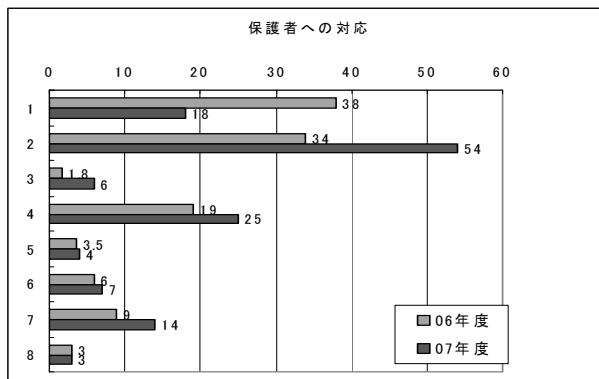


※③の回答が50%を超えた。子ども虐待のケアという点から、漸くSCの出番が見えてきたが、SCには虐待の研修も含めて学校側からもっと問題を投げかけてよいのではないかと。

Ⅶ保護者に対しては、どのように対応しましたか

(複数回答)

- ①担任が一人で話しあった
- ②学校・学年として話しあった
- ③教育委員会が話しあった
- ④児童相談所・センターが対応した
- ⑤警察が対応した
- ⑥福祉事務所が対応した
- ⑦民生委員が対応した
- ⑧その他



※1. 「①担任一人の対応」が大きく減り、「②学校・学年対応」が大幅に増えた。一人での抱え込みが減少したことの現われ。

2. 「⑦民生委員」の対応も増えているが、これは地域差が大きい。郡部では、日常的に学校と民生員の交流がある地域がかなりあるが、都会はどうか。昨年 of 聴き取り調査では、家庭に対する民生委員のサポートが改善をもたらした事例があった。

5. 調査全体を通して

- ①虐待に対する認識は徐々に浸透してきている。グラフには表していないが、昨年に続いて報告を挙げた学校がかなりあった。校内でのとりくみ体制が進んできているからではないか。
- ②「不登校」の課題は大きい。学習についていけない、発達上の特性がある、ネグレクトで登校の準備ができない、食事や睡眠など生活のリズムが崩れている、DVなどがあるために母親のことが心配で家を出られない、親が子どもにしがみついている登校させない等々、不登校になる理由はさまざまである。子どもが家でどんなふうにご過ごし、何を思っているのか、保護者は子どものことをどのように考え接しているのか、学校が子どもの実態を知る機会是非常に限られているが、まずは、子どもや保護者の話を聞くこと、生活を知り、なぜ登校しないのかその原因を探るだけでも子どもへあるいは家庭へのかかわり方が見えてくる。
- ③実際に虐待を目にしたときに、具体的にどう動けばよいのかマニュアルのようなものを作成する必要がある。
- ④虐待に対する認識はまだ十分ではなく、事例がまったくない支部があった。アンケートに答えることがためらわれているのかも知れないが、アンケートの意味を考え協力をお願いしたい。
- ⑤子どもの状態は見ようとしなければ見えない。虐待を受けて登校してくる子どもたちを、学校がケアしなければ彼らは生きる希望を見出せない。虐待を受けている子どもにとっては、学校が全てであると言っても過言ではない。しかし、一人で抱えるのではなく、ケース会議を開き、学校全体で子どものもつ問題を共有しながら対応することが大切である。
- ⑥私たち教職員の仕事は、昔なら、教科を教えることだけで済ませたかもしれないが、学習指導だけが仕事ではなくなっている。地域の教育力が衰え、社会状況の変化から家庭の教育力も弱体化しているといわれることを踏まえ、そこからやってくる子どもたちをどう育てるか、教育の目標である「人格の完成」を目指すために地域の力を借りながら総力をあげてとりくまなければならない。
- ⑦上記の実践に教育条件整備の拡充は欠かせない。兵庫にスクールソーシャルワーカーが3名配置されて1年半が経つが（2008年度からスクールソーシャルワーカー6名）、その活動や成果が私たちにできてこない。公務員人件費削減が言われるなか、子どものために手を抜かない施策・制度を強く求めていきたい。

6. 養育困難家庭に対する公的支援制度

- ・児童手当（6年生までの子どもを養育している人）
- ・特別児童扶養手当（障害のある子どもを養育している人）
- ・就学援助制度（学校教育法に基づき、経済的に困難と認められる保護者に対して、学校給食費、学用品費、修学旅行費、校外活動費などが支給される）
- ・ひとり親家庭医療費補助制度（母子家庭、父子家庭）
- ・療育手帳、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳（保護者または子どもに障害がある場合、保護者に障害がある場合はヘルパーの利用も）
- ・生活保護

7. スクールソーシャルワーク(SSW)についての展望

①全国の状況

- 兵庫県 2006年から虐待対応に特化した形で「児童生徒の安心づくりコーディネーター」3名を教育事務所に配置(2008年から6名の配置)。学校支援が主で、子ども家庭センターなど関係機関との連絡も担う予定だが、試行錯誤の段階。
- 赤穂市 2000年より地元の関西福祉大学との共同研究で学校関係者、保護者、地域の人たちにSSWの概念を理解してもらい、子どもたちの生活環境を整えることを目的に事業を始めた。
2004年1名の配置、青少年育成センター所属、地域に根付いた活動を展開し、中学校配置のSC(スクールカウンセラー)との連携を進めている。
- 香川県 2001年SSWRの派遣を開始。2006年8名のSSWRが活動。主に保健室を拠点に養護教諭とチームで支援にあたる。活動拠点として保健室は、養護教諭がSSWRの協力者となりサポートするというメリットがある。SSWRは、学校と保護者、生徒と教師など、その間に入る専門職として子どもの抱えるさまざまな問題に具体的に対応すると同時に、校内の教育相談部会などの組織に参加しチームの一員としても援助方針を検討する。また、ゲストティチャーとして授業に参加し、ソーシャルスキルトレーニングをおこなったりしている。
- 茨城県結城市 2000年10月から不登校対策要員としてSSWRを2名配置。子どもが相談にのってもらえる学校を離れた第三者が必要と配置された。
- 大阪府 2005年から学校単位で活動をおこなうSSWRを府下7市の小学校に配置。それ以外の市町村にはケース会議や研修をおこなう地区担当のSSWRを派遣する。活動内容は①校内チーム支援体制構築のサポート②校内ケース会議の設定および会議での福祉的視点からの助言③2プラン実行段階での子どもや保護者への対応④関係期間との連絡調整のサポート。

②SSWRの活動に期待すること

★SSWRの存在意義

社会福祉の専門家であるSSWRが学校に存在することの意義は、直接子どもを観察し、子どもや保護者への学校の対応を理解した上で、学校教育のプロである教員と共に、不登校や問題行動の未然防止・早期対応のための具体的な支援の方策について考えていくことに他ならないと考えています。

上記の文章は『スクールソーシャルワークの可能性』(ミネルヴァ書房2007.8.25発行)に述べられている大阪府のSSWの捉え方です。

大阪府では、SSWRの配置に先立って2002年から「子どもサポートチーム」を派遣して学校をサポートする事業をおこなっています。事業の検証結果、「気になる児童やその家庭へ早期に組織的支援をおこなうことが、小学校での効果だけでなく、中学進学後増加する問題行動・不登校の防止に結果としてつながるということが明らかになりました。そのためにSSWRを小学校に配置した」と言っています。

虐待問題にとりくむ

学校現場は「SSWRが配置されることによって、子どもの問題を解決してもらえ」と受け止めたいところですが、SSWRが問題を解決するのではなく解決のためのシステム作りや組織を支援することで、教職員や学校が力をつけていく、そのことによって、子どもや家庭を早期に支援する力を培うことにあるようです。

SC（スクールカウンセラー）は「心のケア」の専門家として、守秘義務の問題もあり、学校との連携に一定の距離がおかれることもあります。SSWRは関係者の間を調整し、柔軟な対応が求められることから、明確な「専門家」よりも役割の幅は広がります。

★SSWRの活動への期待

○校内システムづくり

- ・気にかかる子どものことについてのケース会議がひらけるシステムづくり
- ・全ての教職員の課題の共有と連携のための意識改革
- ・校内のチームを支える

○コーディネーターとして

子どものことを真中に

- ・学校と保護者をつなぐ（学校は保護者の足りない点に目が向くために、保護者の相談相手にはなり得ていないのが実態）
 - ・学校・保護者・関係機関をつなぐ（連携プランをつくる）
 - ・ケース会議をコーディネートする
- 個別の対応から、学校規模の対応、関係機関を入れての対応等の見通しをたてる

以上のような点についての活動が期待されます。

第三者が学校に入ることによって、見えてこなかったことが見えてきたり、他の機関との連携などを通して子どもや保護者への視点の広がりでてきたり、解決への糸口が見つかることが期待できます。いずれにしても、SSWRに問題を丸投げするのではなく、ケース会議や他者との連携を通して、学校自体が開かれること、そして何より一人で重荷を背負うのではないので、私たち自身の自己改革・解放につながるのではないかと考えられます。

兵庫ではまだまだSSWRの存在が活かされていません。よりよい活動のあり方を県に求めていかなければならないと考えています。